

第8章 経済課

節1節 商工振興

福生市は立地、地勢、地形また都市構造からして、消費都市の特質を今後とも強め、近隣市町村を商業圏として、さらに前進しつつあるが、一方先進商業都市との競合関係を激化しつつ、西多摩地区の商業都市に定着させるため、さらに商業の近代化をはかるために市の商工行政も商工会と一体となって商工振興の基礎固めのための各種業務を実施した。

1. 中小企業振興資金

市内商工業者の健全な経済活動を促進し、また、資金需要の繁忙に応じるため市内特定金融機関から、その事業資金の融資を受けやすくし、企業の振興に資する制度で、市内特定金融機関に2,000万円の資金を預託し、これをもとに金融機関が預託金の5倍までの金額1億円を限度として融資できることになっており、また、小口事業資金の利子補給金については、4件分7,590円を支払った。

融資審査会については、審査会を24回開催いたしました。

なお、預託金、融資状況等の内訳は、つぎのとおりです。

(1) 預託金融機関

埼玉銀行福生支店、三和銀行福生支店、西武信用金庫福生支店、振興信用組合福生支店、福生市農業協同組合の5金融機関

(2) 預託金

昭和46年度の融資実績により、つぎのとおり預託した。

金融機関名	預 託 金	融 資 限 度 額
埼玉銀行福生支店	4,500 千円	22,500 千円
三和銀行福生支店	1,000	5,000
西武信用金庫福生支店	5,000	25,000
振興信用組合福生支店	3,000	15,000
福生市農業協同組合	2,500	12,500
合 計	16,000	80,000

(3) 申込件数、金額、並びに決定件数、金額

種類	申込		決定	
	件数	金額	件数	金額
運転資金	21	16,600千円	21	16,300千円
設備資金	9	7,800	7	5,000
合計	30	24,400	28	21,300

※申込の内、本人の取り下げが2件(設備資金2,800千円)あり、また、決定のうち減額1件(運転資金1,000千円を700千円)があった。

(4) 金融機関別貸付内訳

金融機関名	貸付 件数	貸付 決定額	内訳			
			運転資金		設備資金	
			件数	金額	件数	金額
埼玉銀行福生支店	7	6,100千円	6	4,600千円	1	1,500千円
三和銀行福生支店	0	0	0	0	0	0
西武信用金庫福生支店	11	7,400	7	5,200	4	2,200
振興信用組合福生支店	6	5,300	4	4,000	2	1,300
福生市農業協同組合	4	2,500	4	2,500	0	0
合計	28	21,300	21	16,300	7	5,000

2. 商工団体体育成並びに実施状況

商工団体として福生市商工会(会員数734人)が実施する商工振興事業等に対し、商工会補助金算定要領に基づき商工会管理及び一般振興事業、経営指導員及び補助員の行う経営改善普及事業に要する人件費として3,150,226円を、一般事業費として300,000円、合計3,450,226円を補助した。商工会事業として経営指導員による指導526件、講習会等の開催による指導12回、金融のあっせん140件をはじめ経営改善普及事業として金融、税務、経理相談、講習会、研修会等総合振興事業として優良従業員の表彰、商工会珠算検定の実施等、商店の近代化並びに大型店対策の研究、消費者懇談会、先進地の視

察、福利厚生事業、広報活動事業、青年部活動等数多くの事業が実施された。

3. 商業共同施設に対する助成について

福生市商業はいちじるしい発展を見る中で店舗の近代化と相まって商店街が整備発展され商業振興のより一層の充実をはかるために、つきのような共同施設に対し、商業施設補助金交付規則を制度化した。

(1) 対象となる団体

市内の商業者によって地域的に組織された商店街等

(2) 対象となる施設

商業用装飾灯、アーチ、アーケード、その他商業振興上必要な施設

(3) 補助金

施設の設置に要する直接経費のうち、商店街等が負担する額が20万円を超えるものを対象とし、その経費の2割以内で1,000万円を限度とするというもので、昭和47年度においては、昭和43年以降に施設したものから適用し、総額854,000円を交付した。